

訪問型サービス

自立した生活ができるように、ホームヘルパーや住民主体の団体による自宅での生活支援が受けられます。

①訪問型サービス独自 (今までの訪問介護) ※

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、**身体介護を含む生活援助**を受けることができます。

生活援助

- 住居の掃除、洗濯、買い物代行
- 食事の準備、調理 など

身体介護

- 食事、入浴、排せつのお世話
- 衣類の交換 など

自己負担(1割)【1か月につき】

週1回の利用	1,176円	週2回の利用	2,349円
--------	--------	--------	--------

②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス) ※

ホームヘルパーや住民主体による団体に自宅を訪問してもらい、**生活援助**を受けることができます。 ※入浴介助等、身体介護は含みません。

生活援助

- 住居の掃除、洗濯、買い物代行
- 食事の準備、調理 など

自己負担(1割)のめやす【1回(1時間まで)につき】
ホームヘルパー

250円(週1回~2回まで利用可能)

住民主体による団体

180円(週1回~2回まで利用可能)

注意! 訪問独自とAではサービスの対象にならない行為があります。
本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどはサービスの対象外です。
・夫や妻、子どものための家事 ・ペットの世話 ・預金の引き出し、預け入れ ・草むしり ・模様替え など

③訪問型サービスB (住民主体による支援)

住民主体による団体に自宅を訪問してもらい、上記サービスに含まれない**家事等の支援**を受けることができます。

支援内容

- 草むしり
- 窓ガラスの清掃
- 買い物の付き添い(町内に限る)

など

自己負担のめやす【1回(1時間まで)につき】

500円(週1回程度)

※サービスの利用料について

- ①訪問型サービス独自
- ②訪問型サービスA
- ①通所型サービス独自
- ②通所型サービスA

所得に応じて1~3割の負担となります。

通所型サービス

通所介護施設(デイサービス)などで、生活行為向上のための支援が受けられます。

①通所型サービス独自 (今までの通所介護) ※

専門職による生活行為向上のための通所支援が受けられます。希望により個別機能訓練や、入浴支援が受けられます。
事業対象者・要支援1の方は週1回、要支援2の方は週2回まで利用できます。

自己負担(1割)のめやす【1か月につき】

事業対象者~要支援1の方(週1回)	1,672円
要支援2の方(週1~2回)	3,428円

②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)

専門職による、入浴を含まない生活行為向上のための通所支援が受けられます。
事業対象者・要支援1の方は週1回、要支援2の方は週2回まで利用できます。

自己負担(1割)のめやす【1回につき】

350円

③通所型サービスB (住民主体による支援)

住民主体の団体などによる、生活行為向上のための通所支援が身近な地域で受けられます。

月1回の開催地区・・・馬瀬口・西軽井沢・児玉・豊昇・向原

月2回の開催地区・・・塩野

自己負担のめやす【1か月につき】

開催時間 10時~12時

はつらつ介護予防教室

200円(塩野:400円)

④通所型サービスC (短期集中予防サービス)

理学療法士などの専門職による、運動器の機能向上などの通所支援が受けられます。(週1回、6か月間)

自己負担のめやす【1回につき】

【ブラッシュアップクラブ】

(木) 午前9時00分 ~ 11時10分

(日) 午後1時30分 ~ 3時40分

【元気アップクラブ】

(月) 午後1時30分 ~ 3時30分

ブラッシュアップクラブ

430円

元気アップクラブ

460円

モデルケース

Aさんの場合
散歩が趣味のAさんだったが、転倒し大腿骨転子部骨折。
退院後、足腰が弱くなって、閉じこもり気味になってしまった...

- ・訪問Aと一緒に家事
- ・通所Cで下肢筋力向上

- ・趣味の散歩や地区の友人に誘われた地区サロンへの参加を再開。
- ・家事を一人でこなせるようになった。

・入院前の生活を取り戻し、サービスを卒業できた!